

診療行為における包括同意について

当院では診療内容を患者さんに説明し理解をしていただいたうえで、診療を行っております。説明と同意には、書面で説明のうえ同意をいただく診療項目と、口頭での説明により同意を確認させていただく診療項目があります。また診療を円滑に進めるため、一般的な診療行為については、個人情報保護に関する同意も含めて「包括同意」または「黙示の同意」と呼ばれ、当院正面入口やホームページに掲載することで同意が得られたとの認識のもとで診療を行っております。

以下の診療行為については包括同意事項としておりますが、あらためてここに記載し、患者さんのご理解とご協力をお願いするものです。またいずれにおいても疑問や質問がある場合は、医師をはじめ職員にお尋ねください。

【チーム活動及び特定行為認定看護師】

当院では各診療科のほかに、必要に応じて各種医療体制チームを設けて、患者さんの症状に応じて最適な診療を行っております。診療科や職種を越えたメンバーが相互に協力して対応することにより、患者ケアを充実させる体制としております。

また特定行為研修を修了した看護師を「特定看護師」として配置しています。専門的な知識や技術を兼ね備え、高度な診療の補助や迅速な患者ケアの対応を可能としております。

【臨床研修医及び学生・研修生】

当院は厚生労働省が定める指定基準を満たした臨床研修指定病院です。臨床研修医が指導医認定を受けた上級医師の適切な指導のもとに、診療行為に携わっております。

また当院は医療職の育成を担う臨床実習機関でもあるため、医療に関わる学生や研修生等が厳重な監督下で見学、実習、研修に参加する場合があります。